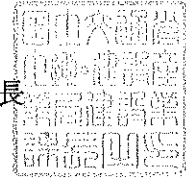


国土入企第17号

平成25年10月29日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長



技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号）において、国土交通省土地・建設産業局長より要請するとともに、4月18日には、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し要請したところです。

国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、参考資料のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事（11月以降の契約工事）の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を要請する取組を開始するとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者からの要請に対し適切に対応するよう周知徹底方お願い致します。

なお、本ポスターについては別送致しますが、以下URLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000050.html

[_tk2_000081.html](#)（訂正）